

〔沿革〕 平成25年5月例規（刑）第33号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成22年3月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、新任刑事育成指導要領の制定について（昭和57年例規（刑）第6号）は、廃止する。

別添

新任刑事育成指導要領

1 目的

この要領は、署において新たに刑事部門の捜査員に任用された巡査又は巡査部長の階級の者（以下「新任刑事」という。）に対する育成指導の実施について必要な事項を定め、もって新任刑事の捜査実務能力の向上を図ることを目的とする。

2 育成指導期間

6か月間とする。ただし、修得状況が一定の基準に満たない場合は、通じて1年を超えない期間で延長するものとする。

3 育成指導体制及び任務

（1）統轄責任者

ア 統轄責任者は、刑事部長をもって充てる。

イ 統轄責任者は、新任刑事育成指導要領の実施を統轄する。

（2）主管責任者

ア 主管責任者は、捜査実務研修所長をもって充てる。

イ 主管責任者は、新任刑事育成指導を主管し、育成指導状況の検証を適宜実施するなど、その効果的運用に努めるものとする。

（3）教養主任者

ア 署長は、刑事課長（刑事第一課長、刑事第二課長及び刑事生活安全課長を含む。）を教養主任者に指定する。

イ 教養主任者は、新任刑事個々の実情に即した重点的指導事項の決定、実務指導のための検討会の開催等、効率的かつ効果的な育成指導に努めなければならない。

（4）教養担当者

ア 教養主任者は、原則として、新任刑事の配置された係の捜査実務経験3年以上の警部補の階級にある捜査員を教養担当者に指定する。

なお、同係に適当な者がいないときは、他係の警部補の階級にある適任者を指定できることとする。

イ 教養担当者は、新任刑事の実践指導に当たるとともに、捜査技能の修得状況等を踏まえ業務の調整を図るなど、計画的な実務指導に努めなければならない。

（5）教養補助者

ア 教養主任者は、新任刑事の配置された当直班で刑事課（刑事第一課、刑事第二課及び刑事生活安全課を含む。）の巡査部長以上の階級にある捜査員の中から適任者を選び、新任刑事1人につき1人の教養補助者を指定する。

なお、適当な者がいないときは、教養担当者が兼ねることができることとする。

イ 教養補助者は、平素の実務を通じ、捜査技術、捜査手法、書類作成等の実践指導に当たる。

（6）留意事項

教養主任者、教養担当者及び教養補助者は、緊密に連携して、新任刑事に対し教養を行うこととする。

4 育成指導事項

新任刑事の育成指導事項及び実施要領については、別に定める。

5 研修等

主管責任者は、新任刑事育成指導が効果的に行われるよう、次の研修等を実施するものとする。

- (1) 教養担当者及び教養補助者に対する、新任刑事育成の重要性を理解させるための研修
- (2) 新任刑事に対する育成指導状況を検証するための研修
- (3) その他必要と認められる教養及び調査